（郵便局認可）

（日曜日休刊）　（定價金三錢）

時事新報

第千三百六十八號

明治十九年八月卅一日　火曜日
舊丙戌八月三日（癸、亥）

日出午前五時三十二分
日入午後六時二十八分
月出午前七時四十二分
月入午後七時九分
滿潮午前六時三十一分
滿潮午後六時五十五分
（西暦一千八百八十六年）

時事新報定價

一枚金三錢〇一箇月前金六十五錢〇三箇月前金一圓八十錢〇六箇月前金三圓四十錢〇一箇年前金六圓五十錢〇郵便税一箇月金廿六錢〇一箇年金三圓十二錢〇左ニ掲クル各地ニ於テハ該地發行所ヨリ送達無賃ニテ配達致候（但本社ヨリ直接郵送スル手ノハ此限ニアラズ）●東京●横濱横須賀●神奈川●藤澤●大磯●小田原●酒匂●箱根●三島●沼津●原●吉原●興津●清水●静岡●濱松●舘山●藤枝●大坂●京都●大津●和歌山●神戸●岡山●笠岡●尾ノ道●鳴山●廣島●德島●高知●下ノ關●長崎●名古屋●敦賀●岡崎●豊橋四日市●桑名●津●松坂●山田●廣島●仙臺●福島●二本松●白石●石ノ巻●酒田●青森●弘前●高崎●小諸●岩村田●上田●宇都宮●鹿沼●八王子●千住●越ヶ谷●熊谷●秩父●春日部●加納●郡山●千葉●佐倉●東金●八幡●船橋●市川其他同地近傍配達費ノ個所ハ同シク送料不申受候

時事新報廣告料前金一行ニ付

一行廿四字詰	一日限	二日以上	七日以上	十六日以上
	六日迄	十五日迄		
自一行至三十行	銀八錢	銀七錢	銀六錢	銀五錢
自三十一行以上	銀七錢	銀六錢	銀五錢	銀四錢

時事新報

改良を要するものは演劇のみならず

近日東京にては演劇改良の談と聞き既に其發起者ありて贊成人も少からず我輩も於て固より此擧に同意を表するのみならず改良の要用は夙に時事新報にも發言したる程の事なり況盖し今世の士君子が改良論を熱心せる其理由は種々様々なれども歸する所を概すれば今の日本の演劇は時勢に後れさるものなるが故に之を改良して進歩と謀るに要用なりと云ふに過ぎず而して其時勢とは西洋文明の時勢にして今の世界は唯西洋文明の一主義に由て支配せらるゝ其時勢の中に居るが故に此主義に外れて演劇を維持せんとするは迂も叶ふ可からず今に當て早く其謀を爲す可きの注意は如何にも尤も至極にして問然せる所なしと雖ども我輩は常に社會全般の進歩を忘るゝこと能はざる者にして今日我日本國の演劇が文明の時勢に後れたりと云へば同時に眼を轉じて社會の他の人事にも改良を要するものはなきや人事の活劇場をとして自得する者が何ぞ料らん既に已に時勢に後れるがら倚醤套に懸々依々して曾て改良に心付かざるが如き場合はなきやと更に新に問題を起すも亦是を思想し聯合して自から禁ずること能はざる所のものなり今日仔細に社會の様を視れば演劇の趣向時勢に後れて文明の進歩に伴ふこと能はずとの宣告に對して辨護の法なしと雖ども社會活劇の大趣向たる教育あり殖産商賈あり果して能く文明の時勢に後れずして其進む所に進みさるやと尋るに我輩い然りと答ると得ず我教育い四五年前より其針路と古學流に取りて朝野共に之に熱心な西洋學は危險あり西洋學者と輕蔑あり〳〵擯斥して支那れ古書を讀み日本の古典を講ぜ老儒碩學俄に再來したるのみならず昨日までは文明の主義に詩りさる諸先生も頓に思案を運らして古學亦神態あり樂つ可ふずと稱ぜて時の風潮と助成を兼て又自身の地位と助成したる其趣は新狂言を俗なりとして御々太平記の醤套を演じたるに異ならず時勢と後るゝも亦當だしきものあり幸にして近來は其風潮れ方向も正當の新趣向に變ぜたるが如くなれども四五年間退潮の影響は幾分著しきもれにして今日となりて古學流の故老と不用なりとて無下に擯斥す可きにもあらず是れにさへ當惑せる處へ最に一時に奬勵したる古學の學生い約束の如く成學して尚當惑する等の奇談おきにあらず今の教育を時勢に伴はしめんとするい易からざる事業なりと知る可し又殖産商賈の事は如何と尋るに是れ亦文明の時勢に後るゝもの甚だ少からしと答へざるを得ず我王政維新は字義の如く眞に政事の維新にして政府に直接に關係する兵事法律等は見事に面目を改めたれども殖産商賈は然るを得ず古來士を貴んで商を賤しむの國風にして士族い智德の叢淵と稱せられ又隨て社會の榮譽をも專にせる其士族が政權を得たるのみならず退ぞる其士族が政權と得たるのみならず退ぞるものとありて名利共に政治社會に歸し其社會に八物も多しと雖ども商賈の事は擧げて之を古風の商人共に任ぜ商人は依然さる素町人にして知識なく氣力あく就中自から身を重んずるの大義を知らざる者共おれが其身の輕きと共に其商賈も亦世に賤業視せられ上流れ士君子よして顧る者なきを要するに今の商人社會を平均して政治社會に對せば遙に其下流に居て奴隷と等しき者と云はざるを得ず奴隷社會あるが故に君子と之に入らず、仲間に君子を得ざるが故に奴隷いまそ〳〵奴隷あらざるを得ず然り而して文明の國を立るや專ら殖産商賈の事業に依賴せるとの一義は普く人の許す所にして事實に於て然るも亦人の目擊する所なるに我日本に於くは此大切なる事業を所謂素町人に委托して平氣なるが如し語を酷にすれば立國の大本を奴隷の手に任ずると云も甚だしき過言にあらざる可し既に奴隷の殖産商賈より何を以て内に事業と起して外に文明國と商鋒を爭ふを得んや故に今日本國中何事か最も文明の時勢に後れさるものぞと尋る者あらば我輩は之に答へて殖産商賈是なりと言ふの外なし今の商人を奴隷視し其事業を賤業視しながら此輩をして外國人と商賈取引の交際を爲さしむる其醜態も尚見苦しき活劇あらん畢竟數百年來封建の制度に馴致せられたる我國の士民が今尚封建の殘夢中に迷ひ士尊民卑は天然の分の如くに思ふて文明立國の大本を忘れ之と卑しむ者も平氣なれば卑しまるゝ者も耻辱を知らず以て今日の衰勢に陷りさるものなり我輩い唯失望の外あらざるなり

右は社會活劇の一二を擧げたるものなれども尚ほの外にも文明の時勢に對して進歩の疑はさきものを計へさらば枚擧に遑なきみとならん西洋の文明を標準にして我男子の品行い能く文明の時勢に伴ふもの歟、男女の交際と果して時勢に後れざるもの歟、衣食は如何、住居い如何、人々の勞働は如何、家々の資産は如何、又私を去りて公に入り官途に先進進の人物の權力の割合果して相當にして時勢に後るゝまとなきや維新以來二十年明治元年は今より一昔なり一時代あり人物新陳交代の活劇はよく舊扮裝を改めて文明の新裝を着けたるや否やなどと筆に任せて記せば際限ある可らず其時勢に後るゝと後れざるとの論い他日に讓り先般以來我輩が頻りに演劇改良の論を喋々しさる末ほ禁々の事を思起し演劇の改良固より同意なれども改良い特ほ演劇のみ限らず外にも之を要するものあり可しと其大意を記して序ながら讀者の注意を引くのみ

編輯

官報

○司法省令甲第二號
今般法律第二號ヲ以テ公證人規則制定相成候ニ付施行條例左ノ通之ヲ定ム

明治十九年八月三十日　司法大臣伯爵山田顯義

公證人規則施行條例

第一條　公證人ハ一受持區ニ五名以下ヲ置クモノトス

「若シ公證人ノ員數不足スルトキハ受持區ニ依リテハ全ク之ヲ置カサルコアル可シ」○第二條　公證人ハ其受持區内ニ於テ住居セント欲スル町村ヲ定メ其願書ヲ始審裁判所ニ差出シ控訴院ヲ經テ司法大臣ノ認可ヲ請フ可シ「始審裁判所長及控訴院長ハ公證人ヨリ差出ダル住居願ニ意見ヲ附シテ之ヲ司法大臣ニ送達ス可シ」司法大臣ニ於テ公證人ヨリ願出タル住居ヲ認可セサルトキハ直チニ其住居ヲ可キ町村ヲ指定ス○第三條　公證人既ニ住居ノ認可ヲ受ダル後火災其他ノ事故アリテ他ニ轉居セントスルトキモ亦前條ノ手續ニ從フ可シ○第四條　公證人ノ役場ニハ公證人某役場ト記セル表札ヲ掲ク可シ「役場ニハ成可ク倉庫又ハ堅牢ナル建物ヲ以テ書類保存ノ所ト爲スヲ要ス」書類ハ常ニ書箱ニ藏メ非常持退ノ準備ヲ爲シ置ク可シ○第五條　公證人規則ニ從ヒ試驗ヲ受ケント欲スル者ハ試驗願書ニ履歷書ヲ添ヘ試驗期日ノ告示アリタルヨリ試驗期日一箇月前マテニ試驗ヲ行フ控訴院若クハ始審裁判所ニ差出ス可シ」試驗願書及履歷書ニハ本籍區長若クハ戸長ノ與書ヲ受ク可シ○第六條　試驗ハ各所同時ニ之ヲ行フモノトス○第七條　試驗委員ハ筆記試驗ノ答接ヲ調査シ其不合格ヲ決定シタル後口述試驗ヲ行フ可シ「筆記試驗ニ合格セサル者ニ付テハ口述試驗ヲ行ハス○第八條　試驗問題答案ノ適否ハ試驗委員ノ判斷ニ決スルモノトス「試驗ノ結果ハ筆記口述二種ノ總點ニ依リ之ヲ定ム可シ○第九條　試驗委員ハ口述試驗ノ大略及試驗全體ノ結果ヲ記錄ニ記載ス可シ○第十條　試驗ニハ第一切ノ書類ヲ其試驗ヲ行フダル始審裁判所若クハ控訴院ノ長ニ差出ス可シ「始審裁判所ニ於テ試驗ヲ行フダルトキハ其裁判所長ハ及第者ニ關スル一切ノ書類ニ意見ヲ附シテ控訴院ニ送致シ控訴院長モ亦之ニ意見ヲ附シテ司法大臣ニ差出ス可シ」控訴院ニ於テ試驗ヲ行フダルトキハ前項ノ書類ニ控訴院長ノ意見ヲ附シテ司法大臣ニ差出ス可シ○第十二條　公證人タラント欲スル者ハ其願書ニ試驗及第證書官記學位記卒業證書又ハ免許狀ノ寫及丁年者二名以上ニテ品行ヲ保證スル證書ヲ添ヘ之ヲ差出ス可シ「試驗及第證書ヲ要セサル出願人ハ別ニ履歷書ヲ添フ可シ○第十三條　公證人願ヲ受ダル始審裁判所裁判長及上席檢事ハ出願人ノ身上ニ付品行ノ正否理財ノ整否等詳細ノ取調ヲ爲シ控訴院ニ送致シ控訴院長及檢事長モ亦意見ヲ附シテ司法大臣ニ差出ス可シ○第十四條　公證人願書ヲ直チニ控訴院ニ差出ダルトキハ控訴院長及檢事長ハ前條ノ取調ヲ爲シ且ツ意見ヲ附シテ之ヲ司法大臣ニ差出ス可シ○第十五條　公證人願書ニハ其職務ヲ行ハント欲スル地ヲ明記ス可シ○第十六條　司法大臣公證人ヲ任スルトキハ辭令書ヲ其公證人ノ職務ヲ行フ可キ地ノ管轄控訴院及始審裁判所ヲ經テ本人ニ下付ス「控訴院及始審裁判所ニ於テハ公證人名簿ヲ備置キ公證人ニ任セラレタル者ノ住所族籍氏名年齡及任地ヲ記錄ス可シ○第十七條　公證人ニ任セラレタル者ハ身元保證金トシテ現金又ハ相當ノ價格アル公債證書若クハ日本銀行株券ヲ管轄始審裁判所ニ納ム可シ○第十八條　公證人ノ納ムヘキ身元保證金

東京及大阪	金五百圓
他ノ地方ニ於テハ	
人口二十萬以上アル受持區	金四百圓
人口二十萬未滿十萬以上アル受持區	金三百圓
人口十萬未滿アル受持區	金二百圓

「前項ノ金額ハ人口ニ增減アリト雖モ既ニ完納ヲダルモノハ之ヲ增額セス○第十九條　公證人ハ身元保證金ヲ管轄始審裁判所ニ完納セサル間ハ其職務ヲ行フコトヲ得ス「公證人任命ノ辭令書ヲ受取ダルヨリ三十日以内ニ身元保證金ヲ完納セサルトキハ公證人規則第七十八條第二項ニ依リ司法大臣其職ヲ免ス○第二十條　公證人ノ身元保證金ハ公證人規則第五章ニ定メアル過料其他賠償ノ抵保ニ充ツルモノトス○第二十一條　過料賠償其他ノ事故ニ依リ身元保證金ノ全部又ハ一部ヲ減消シタルトキハ後日迅速ニ其補充ヲ要ス

可キ旨ヲ司法大臣ニ通知スヘシ「始審裁判所ニ於テ得此場合ニハ公證人保證人ニ對シテ其旨ヲ通知セサルトキハ」○第二十二條　公證人ノ役場ニ轉居ヲ申シ免職ヲ願フ者ハ其願書ヲ始審裁判所ニ差出シ控訴院ヲ經テ司法大臣ニ願フ可シ○第二十三條　公證人ノ轉居ヲ補充セント欲スル地ノ人民ハ其人ヲ選擧シテ公證人ノ轉居ヲ願フ可シ「始審裁判所長及控訴院長ハ公證人ヨリ差出ダル轉居願ニ意見ヲ附シテ之ヲ司法大臣ニ送達ス可シ」司法大臣ニ於テ公證人ヨリ願出タル轉居願ヲ認可セサルトキハ直チニ其轉居願ヲ可キ町村ヲ指定ス○第二十四條　公證人既ニ轉居ヲ認可ヲ受ダル後火災其他ノ事故アリテ他ニ轉居セントスルトキモ亦前條ノ手續ニ從フ可シ○第二十五條　公證人ノ役場ニハ公證人某役場ト記セル表札ヲ掲ク可シ「役場ニハ成可ク倉庫又ハ堅牢ナル建物ヲ以テ書類保存ノ所ト爲スヲ要ス」書類ハ常ニ書箱ニ藏メ非常持退ノ準備ヲ爲シ置ク可シ○第二十六條　公證人ハ其受持區ニ於テ住居セント欲スル町村ヲ定メ其願書ヲ始審裁判所ニ差出シ控訴院ヲ經テ司法大臣ノ認可ヲ請フ可シ「始審裁判所長及控訴院長ハ公證人ヨリ差出ダル住居願ニ意見ヲ附シテ之ヲ司法大臣ニ送達ス可シ」司法大臣ニ於テ公證人ヨリ願出タル住居ヲ認可セサルトキハ直チニ其住居ヲ可キ町村ヲ指定ス○第二十七條　公證人既ニ住居ノ認可ヲ受ダル後火災其他ノ事故アリテ他ニ轉居セントスルトキモ亦前條ノ手續ニ從フ可シ○第二十八條　公證人ノ役場ニハ公證人某役場ト記セル表札ヲ掲ク可シ「役場ニハ成可ク倉庫又ハ堅牢ナル建物ヲ以テ書類保存ノ所ト爲スヲ要ス」書類ハ常ニ書箱ニ藏メ非常持退ノ準備ヲ爲シ置ク可シ○第二十九條　公證人ハ其受持區ニ於テ住居セント欲スル町村ヲ定メ其願書ヲ始審裁判所ニ差出シ控訴院ヲ經テ司法大臣ノ認可ヲ請フ可シ「始審裁判所長及控訴院長ハ公證人ヨリ差出ダル住居願ニ意見ヲ附シテ之ヲ司法大臣ニ送達ス可シ」司法大臣ニ於テ公證人ヨリ願出タル住居ヲ認可セサルトキハ直チニ其住居ヲ可キ町村ヲ指定ス○第三十條　公證人既ニ住居ノ認可ヲ受ダル後火災其他ノ事故アリテ他ニ轉居セントスルトキモ亦前條ノ手續ニ從フ可シ○第三十一條　公證人既ニ轉居ヲ認可ヲ受ケタル後火災其他ノ事故アリテ他ニ轉居セントスルトキモ亦前條ノ手續ニ從フ可シ○第三十二條　公證人ノ役場ニハ公證人某役場ト記セル表札ヲ掲ク可シ「役場ニハ成可ク倉庫又ハ堅牢ナル建物ヲ以テ書類保存ノ所ト爲スヲ要ス」書類ハ常ニ書箱ニ藏メ非常持退ノ準備ヲ爲シ置ク可シ○第三十三條　公證人ノ轉居ヲ願フ者ハ其願書ヲ始審裁判所ニ差出シ控訴院ヲ經テ司法大臣ニ願フ可シ「始審裁判所長及控訴院長ハ公證人ヨリ差出ダル轉居願ニ意見ヲ附シテ之ヲ司法大臣ニ送達ス可シ」司法大臣ニ於テ公證人ヨリ願出タル轉居願ヲ認可セサルトキハ直チニ其轉居願ヲ可キ町村ヲ指定ス○第三十四條　公證人既ニ轉居ヲ認可ヲ受ダル後火災其他ノ事故アリテ他ニ轉居セントスルトキモ亦前條ノ手續ニ從フ可シ○第三十五條　公證人ノ轉居願ニハ其職務ヲ行フ可キ地ノ管轄控訴院及始審裁判所ヲ經テ本人ニ下付ス「控訴院及始審裁判所ニ於テハ公證人名簿ヲ備置キ公證人ニ任セラレタル者ノ住所族籍氏名年齡及任地ヲ記錄ス可シ○第三十六條　公證人ニ任セラレタル者ハ身元保證金トシテ現金又ハ相當ノ價格アル公債證書若クハ日本銀行株券ヲ管轄始審裁判所ニ納ム可シ○第三十七條　公證人ノ納ムヘキ身元保證金

東京及大阪	金五百圓
他ノ地方ニ於テハ	
人口二十萬以上アル受持區	金四百圓
人口二十萬未滿十萬以上アル受持區	金三百圓
人口十萬未滿アル受持區	金二百圓

「前項ノ金額ハ人口ニ增減アリト雖モ既ニ完納ヲダルモノハ之ヲ增額セス○第三十八條　公證人ハ身元保證金ヲ管轄始審裁判所ニ完納セサル間ハ其職務ヲ行フコトヲ得ス「公證人任命ノ辭令書ヲ受取ダルヨリ三十日以内ニ身元保證金ヲ完納セサルトキハ公證人規則第七十八條第二項ニ依リ司法大臣其職ヲ免ス○第三十九條　公證人ノ身元保證金ハ公證人規則第五章ニ定メアル過料其他賠償ノ抵保ニ充ツルモノトス○第四十條　過料賠償其他ノ事故ニ依リ身元保證金ノ全部又ハ一部ヲ減消シタルトキハ後日迅速ニ其補充ヲ要ス

○流行地ノ新患
合計
小笠原島　一人
内新患一人
○新内閣
新内閣は一日紐育マグン）
内閣總
内務大
大藏大
司法大